

番号制度で何が出来るようになるか

2011年1月31日

内閣官房社会保障改革担当室

(注) ここで示される利用場面については、関係者にシステム対応等の負担を求める可能性があることや、個人情報等の取扱い等に特に留意が必要な場合もあることから、引き続き実現に向けて検討が必要である。

目次

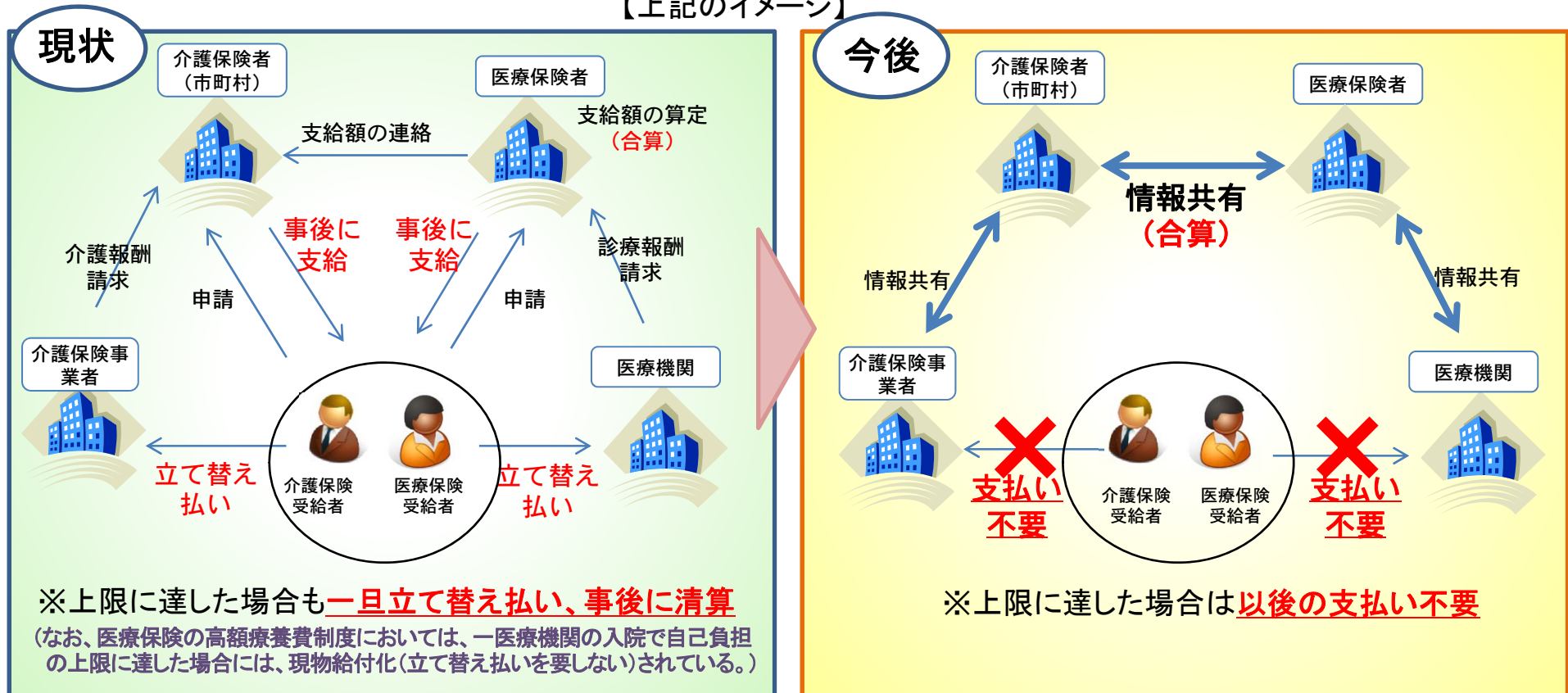
1. 社会保障分野でできること	1
①高額医療・高額介護合算制度の改善	
②保険証機能の一元化	
③自己診療情報の活用	
④給付可能サービスの行政側からの通知	
2. 年金分野でできること	5
①年金制度の的確な運用	
②確定申告手続の簡略化	
3. 医療分野でできること	7
①確定申告手続の簡略化	
4. 税務分野でできること	8
①所得の過少申告等の防止	
②確定申告の際の自己情報の確認	
5. 申請・届出等の負担が軽減されるもの	10
①添付書類の削減	

1. 社会保障でできること①

高額医療・高額介護合算制度の改善

○高額医療・高額介護合算制度で自己負担の上限に達した場合、保険者と医療・介護サービス提供者間の情報連携により、立て替え払いをすることなく、以後の医療・介護サービスを受けることができる。

【上記のイメージ】



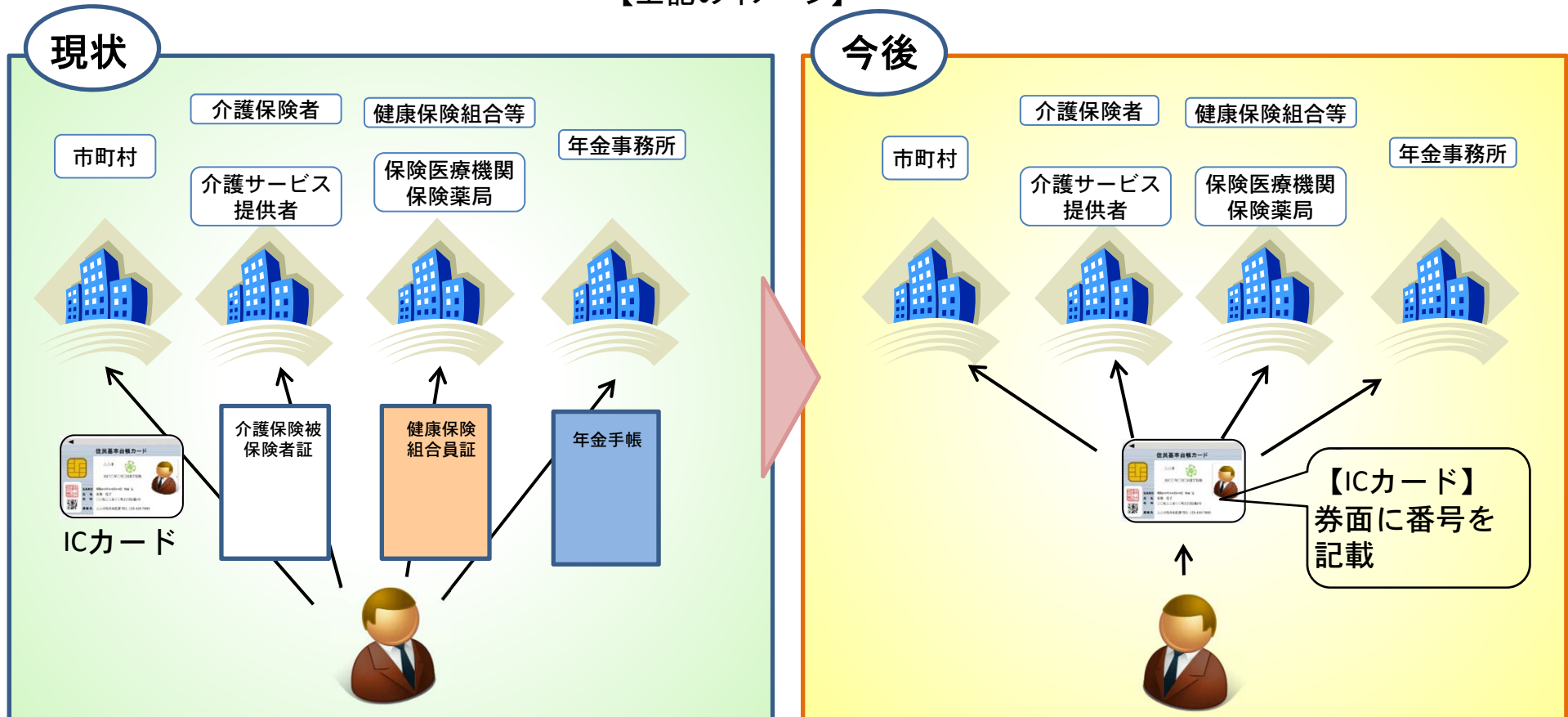
<必要な連携機関> 市町村、都道府県、医療保険者、医療・介護サービス提供者及び審査支払機関

1. 社会保障分野でできること②

保険証機能の一元化

○券面に「番号」を記載した1枚のICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなす。

【上記のイメージ】



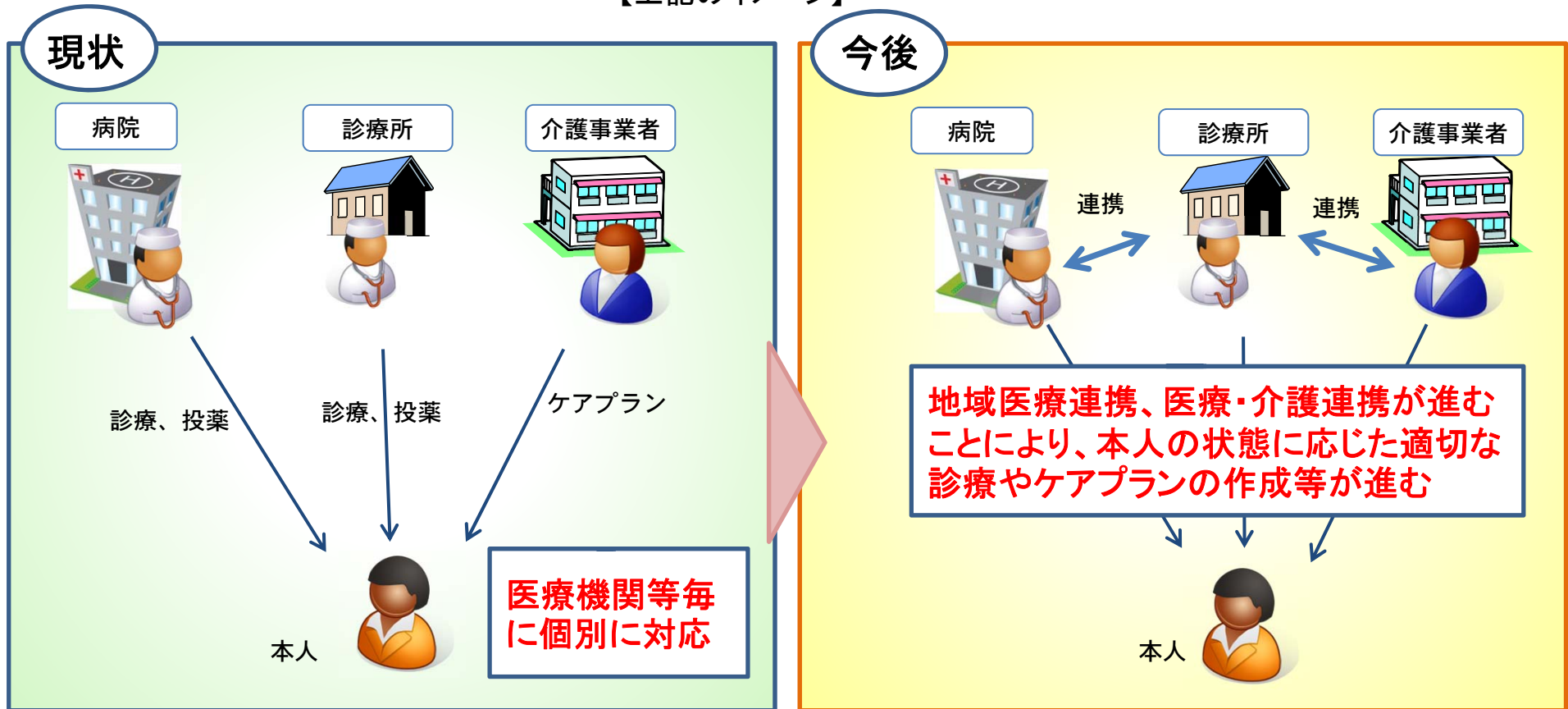
＜必要な連携機関＞ 市町村、都道府県、医療保険者、医療・介護サービス提供者、年金保険者

1. 社会保障分野でできること③

自己診療情報の活用

○医療、介護サービスの現場において、本人が自分の診療情報等を容易に入手・活用できるようになり、地域医療連携、医療・介護連携の基盤整備が進展する。

【上記のイメージ】



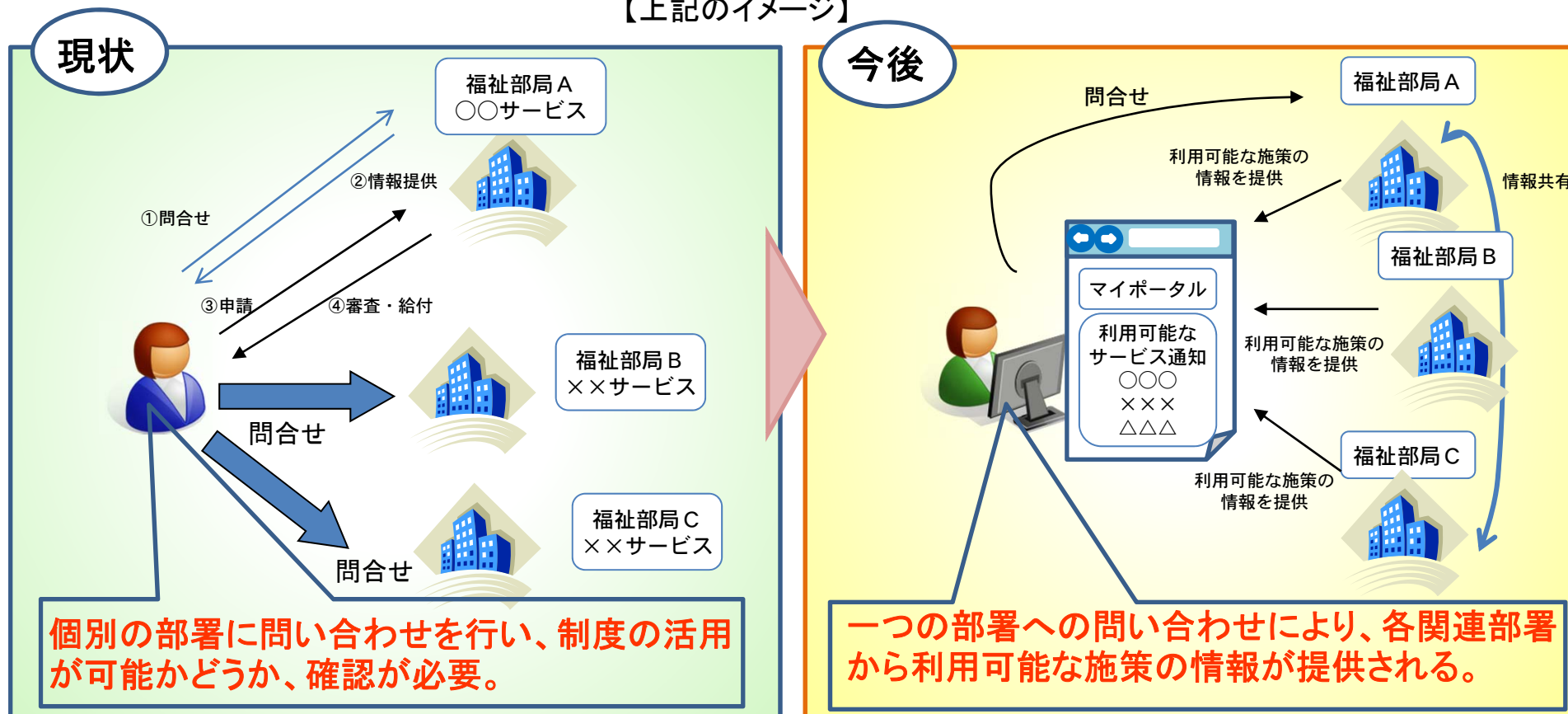
<必要な連携機関> 病院、介護事業者、診療所

1. 社会保障分野でできること④

給付可能サービスの行政側からの通知

○障害のある方に対して、本人の同意に基づき利用可能な様々な施策の情報が提供される。

【上記のイメージ】



<必要な連携機関> 国、都道府県、市町村

2. 年金分野でできること①

年金制度の的確な運用

○年金分野で「番号」を利用することにより、二重に基礎年金番号が付番されたり、二重に年金手帳が交付されることが防止される。

【上記のイメージ】

現状

日本年金機構



基礎年金番号付番、
年金手帳交付



18歳で就職 → 途中で離職 → 20歳
厚生年金加入 → 脱退 到来時

* 基礎年金番号は残る

日本年金機構



本人から申告が
ない場合、
基礎年金番号が
二重に付番さ
れる。

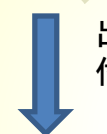


今後

付番機関



出生時に
付番

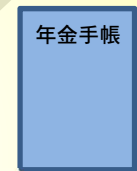


出生時

日本年金機構



年金手帳交付



就職時又は
20歳到来時

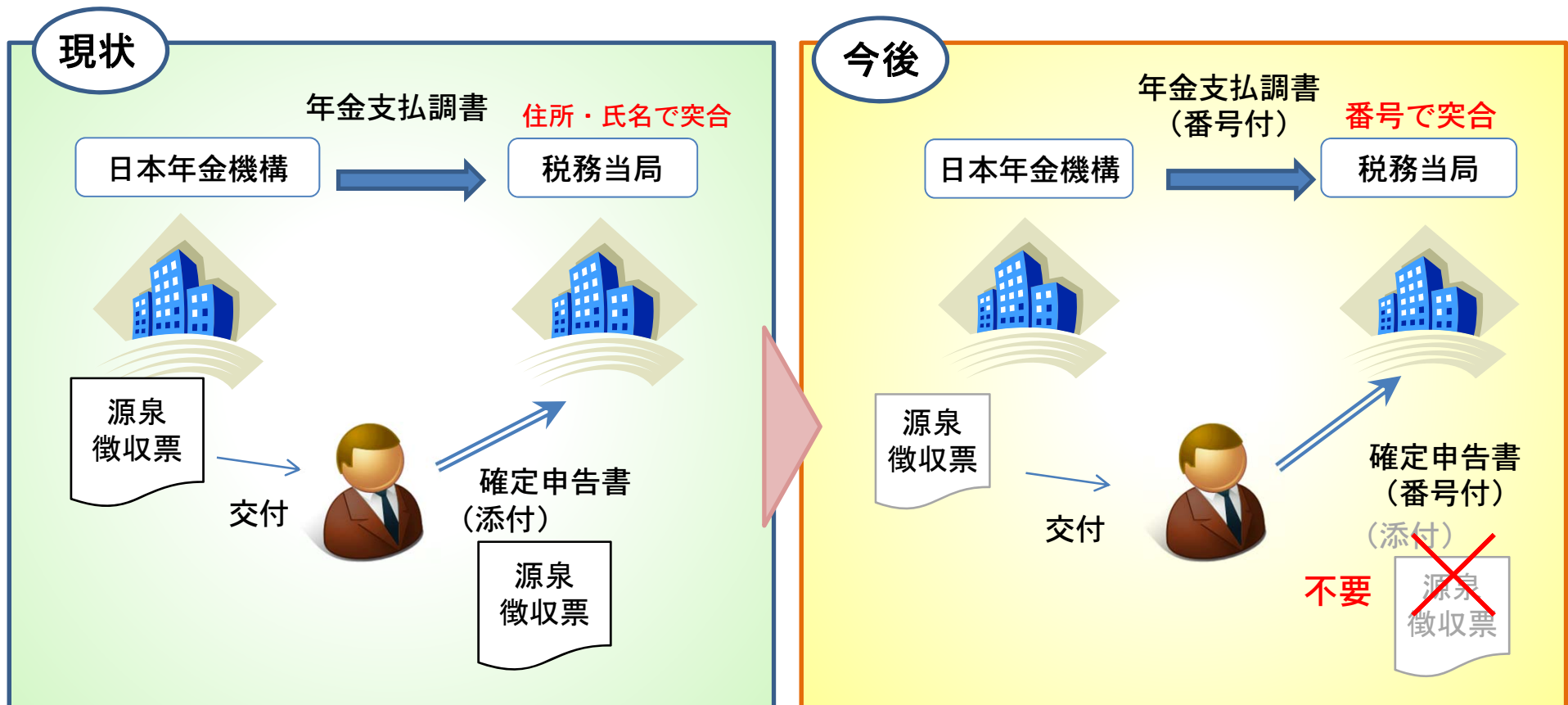
*** 重複付番のない住民票コードと一
対一対応で付番されているため、
二重付番が生じない。**

2. 年金分野でできること②

確定申告手続の簡略化

○確定申告の際に、必要な公的年金等の源泉徴収票の添付が不要となる。

【上記のイメージ】



<必要な連携機関> 国税庁、市町村、日本年金機構

3. 医療分野でできること

確定申告手続の簡略化

○保険医療機関・保険薬局等での医療費の自己負担額が把握できるようになれば、確定申告の医療費控除に必要な領収書等の書面による添付・保存が不要。

【上記のイメージ】



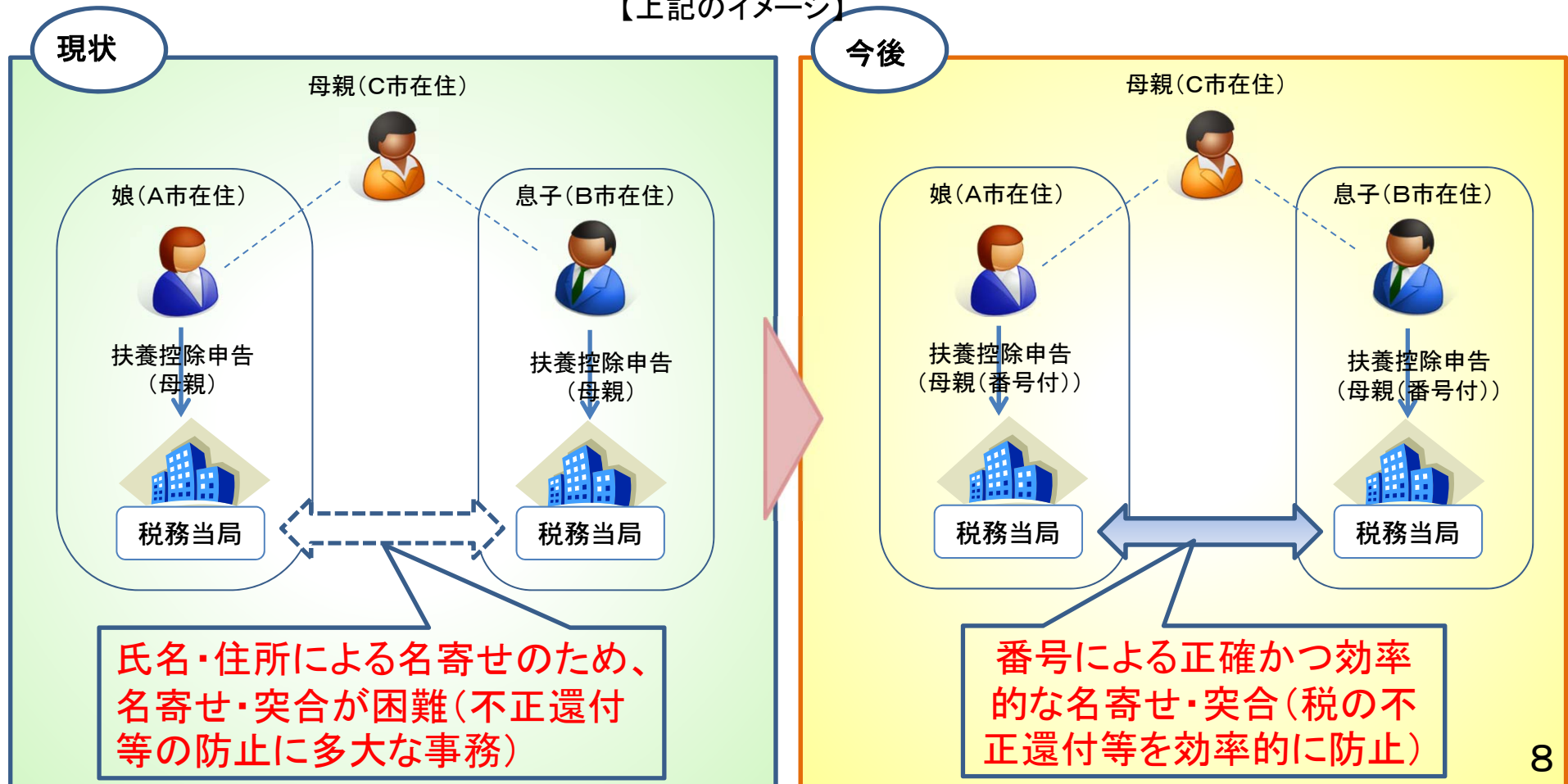
<必要な連携機関> 医療・サービス提供者、医療保険者、国税庁、市町村、都道府県

4. 税務分野でできること①

所得の過少申告等の防止

○税務当局が保有する各種所得情報や扶養情報について番号を用いて名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率的にでき、税の不正還付等を防止できる。

【上記のイメージ】



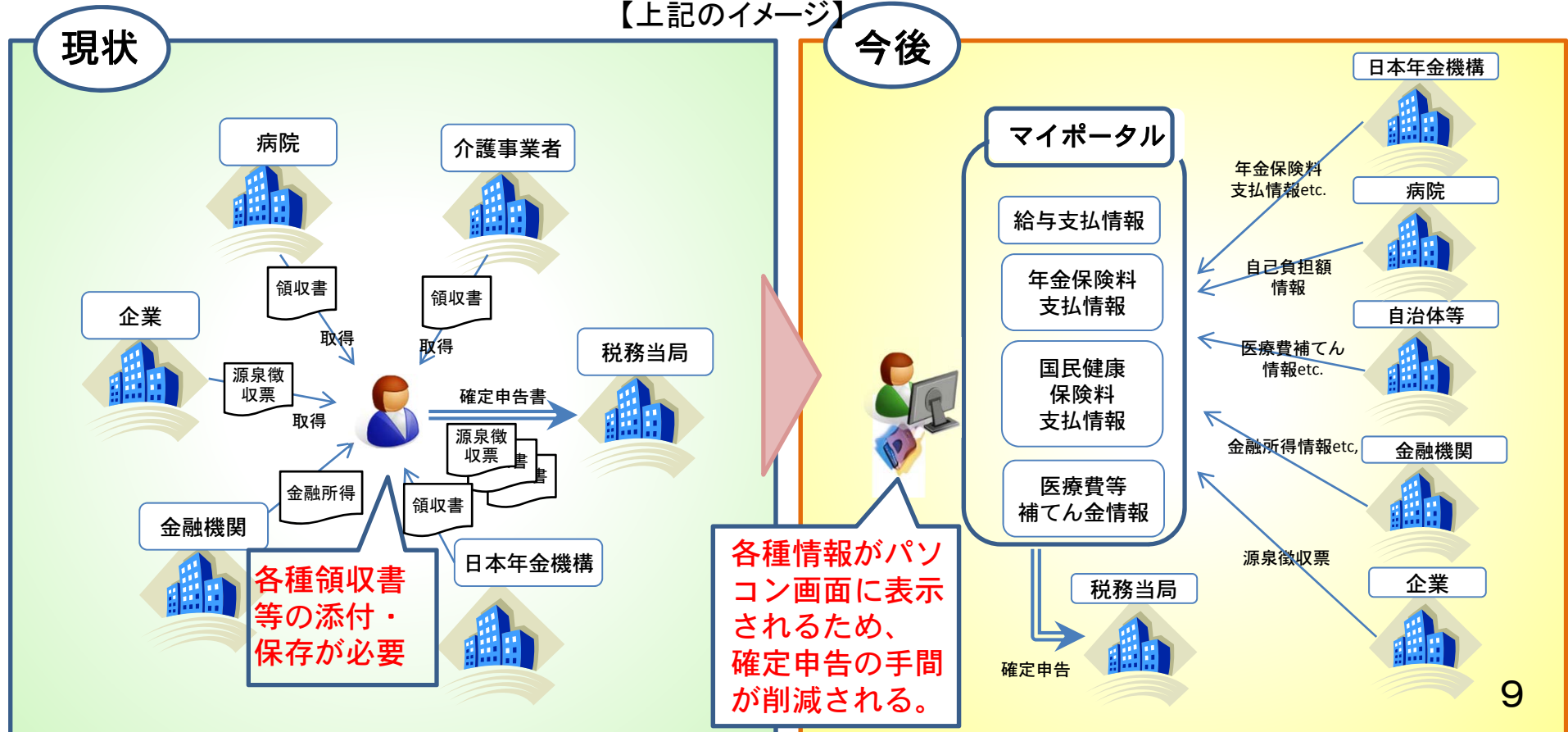
4. 税務分野でできること②

確定申告の際の自己情報の確認

○e-TAXで確定申告を行う際、社会保険料控除の対象となる保険料や、医療費控除額の算出に必要な情報をマイポータル(仮称)(注)で確認することができる。

(注)利用者が自宅のパソコンや行政機関等に設置されたパソコンから、自己の情報や各種行政サービスを閲覧できるとともに、各種手続も行うことができる個人用のホームページのようなものを想定。

【上記のイメージ】

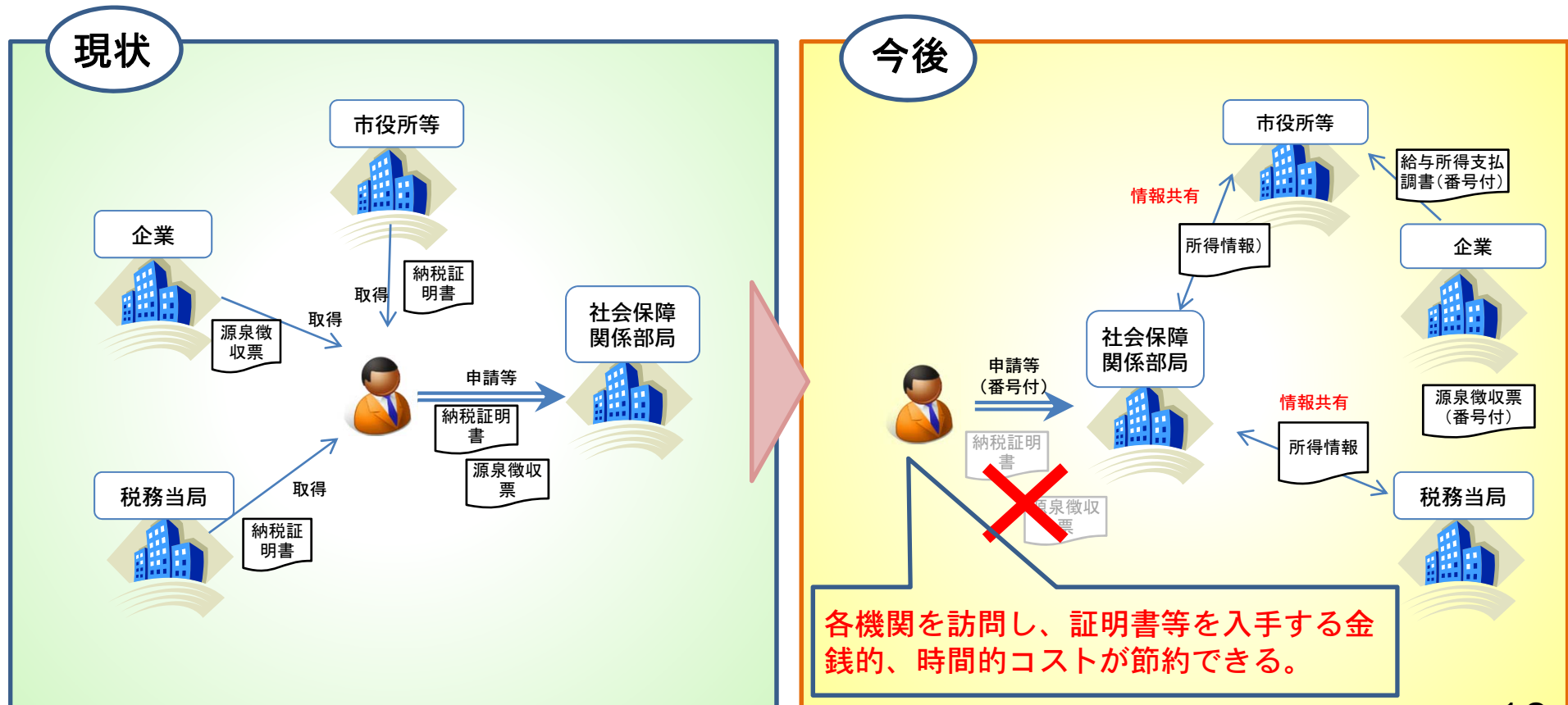


5. 申請・届出等の国民負担が軽減されるもの①

添付書類の削減

- 各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略ができる。

【上記のイメージ】



5. 申請・届出等の負担が軽減されるもの②

<添付書類の削減が可能な手続(例)>

○給付等の申請

- ・児童扶養手当
- ・母子家庭自立支援給付金
- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別障害者手当
- ・労災保険の年金給付

○自己負担割合・自己上限負担額の決定

- ・高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費の自己負担限度額
- ・高齢者に係る医療保険の自己負担割合
- ・養護老人ホームに係る入所者負担、扶養者負担
- ・障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス、補装具等の自己負担
- ・保育所、児童入所施設等の徴収金

○国税・地方税の申告等

- ・住宅ローン控除
- ・住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例
- ・居住用資産を買換えた場合の課税の特例
- ・相続時精算課税の選択に係る届出
- ・事業用資産を買換えた場合の課税の特例